別表第12

令和　6年4月1日

処遇改善手当

1)　この手当は看護職員処遇改善評価加算対象施設に下記金額を支給する。

職　掌	金　額(常勤)	金　額(非常勤)
看護職掌	8,000	50
医療技術職掌	3,000	19
事務職掌	3,000	19
労務職掌（注1）	6,000	38
労務職掌（注2）	3,000	19

1．（注１）は処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している病院内で介護事業に勤務する介護職員。
2．（注２）は上記（注１）以外の労務職掌の職員。
3．金額（非常勤）は１時間当たりの時間単価とする。
4．　加算対象期間の手当支給額合計が評価加算額合計に満たない時は毎年３月に一時金としてその差額を支給する。但し、支給対象職種は看護職掌のみとする。

2)　この手当は介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算手当対象施設に下記金額を支給する。

職　掌	金　額(常勤)	金　額(非常勤)
看護職掌	2,700	17
医療技術職掌	1,700	11
事務職掌	1,700	11
労務職掌（注1）	6,000	38
労務職掌（注2）	1,700	11

1．（注１）は上記対象施設に勤務する介護職員。
2．（注２）は上記（注１）以外の労務職掌の職員。
3．金額（非常勤）は１時間当たりの時間単価とする。

3)　この手当は上記1）、2）以外の施設には下記金額を支給する。

職　掌	金　額(常勤)	金　額(非常勤)
看護職掌	2,700	17
医療技術職掌	1,700	11
事務職掌	1,700	11
労務職掌（注1）	6,000	38
労務職掌（注2）	1,700	11

1．（注１）は処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している介護事業に勤務する介護職員。
2．（注２）は上記（注１）以外の労務職掌の職員。
3．金額（非常勤）は１時間当たりの時間単価とする。